

広島県告示第七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和三年八月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

安芸高田市向原町保垣字西峠二一〇九の一、二一〇九の二、字西岡谷一一五四七、一一五四八、一一五五〇の一、一一五五〇の二、一一五五一、一一五五二の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）